

業務指示書

メキシコ国自動車産業クラスター振興プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年7月19日 12:00 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 竹田 圭宏 Takeda.Yoshihiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年7月24日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」
(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：自動車産業サプライチェーンに関する各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／自動車産業サプライチェーン強化）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：自動車産業サプライチェーンに関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：メキシコ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 カイゼン指導（プレス加工）】

- 1) 類似業務の経験：プレス加工部品メーカーに対する品質・生産性向上に関する指導
- 2) 対象国又は同類似地域：メキシコ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 カイゼン指導（プラスチック射出成型）】

- 1) 類似業務の経験：プラスチック射出成型部品メーカーに対する品質・生産性向上に関する指導
- 2) 対象国又は同類似地域：メキシコ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 カイゼン指導（精密切削）】

- 1) 類似業務の経験：精密切削部品メーカーに対する品質・生産性向上に関する指導
- 2) 対象国又は同類似地域：メキシコ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年8月4日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。
 - (1) 旅費(航空賃)
 - (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
 - (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MXN1 = 6.01716 円, US\$1 = 111.326 円, EUR1 = 124.403 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 8月22日(火) 8:45 ~ 10:45
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 2F 211会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/自動車産業サプライチェーン強化
カイゼン指導 (プレス加工)
カイゼン指導 (プラスチック射出成型)
カイゼン指導 (精密切削)

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

75.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年9月8日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
メキシコ国自動車産業クラスター振興プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(24.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/自動車産業サプライチェーン強化	(19.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	7.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	4.00
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力: カイゼン指導(プレス加工)	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力: カイゼン指導(プラスチック射出成型)	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力: カイゼン指導(精密切削)	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(5) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

メキシコは、1980年代半ば以降、輸入自由化と外資規制緩和を進め、1994年の北米自由貿易協定（NAFTA）発効以降、低廉で質の高い労働力を利用した輸出拠点として自動車産業、電気・電子産業、航空宇宙産業等の投資を集積させている。現在までに我が国も含めて46か国と自由貿易協定（FTA）のネットワークを構築し、北米を中心に中南米やアジアへの輸出を拡大させることによって経済成長を続けている。特に自動車産業は、完成車メーカーの進出が増加しており、これに伴い、自動車部品産業の集積も進んでいる。FTAによる広範囲な自動車市場とのネットワークを持ち、多様な部品を国内調達して原産地条件を満たすことで関税の減免が受けられる事業環境を背景に、生産及び輸出が拡大しており、2016年の自動車生産台数は346万台（世界第7位）、2020年には510万台へ達すると予測されている（いずれも、メキシコ自動車産業協会）。

我が国の自動車メーカーは日産が1966年から生産を開始し、1983年にはアグアスカリエンテス工場、2013年には同第二工場の操業を開始して年間79万台を生産している（2016年実績）。2014年にはホンダとマツダがグアナファト州の新工場を操業開始し、2017年には日産の同第三工場、2019年にはトヨタのグアナファト工場が操業する計画である等投資を拡大している。これらにあわせて日系自動車部品メーカー（一次部品サプライヤー）の進出が拡大している。

これら日系完成車メーカー及び部品メーカーは生産効率上昇とコスト削減の観点から現地調達を拡大する必要があるが、日系企業が取引可能なメキシコ自動車部品サプライヤー（二次部品サプライヤー）を見つけることが容易ではないこと、また、メキシコ企業は日系企業が求める品質・コスト・納期（QCD）の条件を満たすことができないケースが多いこと等の理由から、部品調達の多くを輸入もしくは外資企業からの現地調達に頼っているのが実情である。このため、メキシコ企業からの現地調達は約10-30%（推定）に留まっており、日本企業にとっては地場サプライチェーンの強化が喫緊の課題であり、一方で、メキシコ企業にとっては自動車産業の拡大に伴う産業発展のポテンシャルを活かしきれていないことが課題となっている。

JICAはメキシコ政府の要請を受けて「自動車産業基盤強化プロジェクト」（2012年から2015年）を実施し、ケレタロ州、グアナファト州及びヌエボレオン州の各州政府を実施機関として、メキシコ自動車部品サプライヤー（二次部品サプライヤー）に対するQCD改善指導、日系企業とのビジネスマッチング、自動車部品サプライヤーデータベースの開発等への支援を実施した。メキシコ政府は同プロジェクトの成果を踏まえ、我が国政府に対し、メキシコ自動車部品サプライヤーの自動車サプライチェーン参入を促進する支援の拡大を要請した。

JICAは、2016年11月から2回に渡り詳細計画策定調査を派遣し、メキシコ連邦政府、アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケレタロ州及びサンルイスポトシ州の各州政府及び自動車クラスター協会を実施機関とする技術協力プロジェクトの枠組みについて合意した。本プロジェクトは、上記合意を受けて今般実施の運びとなったものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

対象4州において、メキシコ自動車部品サプライヤー（Tier-2）の自動車バリューチェーンへの参入が増加する。

※協力対象4州：アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケレタロ州及びサンルイスポトシ州

(2) プロジェクト目標

対象 4 州において、州政府及び自動車クラスター協会の、メキシコ自動車部品サプライヤー (Tier 2) に対する、日系自動車バリューチェーンへの参入を促進する支援制度が強化される。

(3) 期待される成果

成果 1: 対象 4 州の州政府、3 州の自動車クラスター協会 (※) 及びメキシコ貿易投資促進機構 (ProMexico) が、メキシコ自動車部品サプライヤー (Tier-2) に対する、日系自動車サプライチェーン (OEM、Tier-1) とのビジネスマッチングを提供する活動を拡大させる。

成果 2: 対象 4 州の州政府と 3 州の自動車クラスター協会が、メキシコ自動車部品サプライヤー (Tier-2) を育成する能力を向上させる。

成果 3: 対象 4 州のメキシコ自動車部品サプライヤー (Tier-2) に対する研修制度が強化される。

成果 4: 対象 4 州においてメキシコ自動車部品サプライヤー (Tier-2) の育成を促進する制度が提案される。

※アグアスカリエンテス州には自動車クラスター協会が設立されていないため (後述)

(4) 活動の概要

【成果 0 に係る活動】

- 1) プロジェクトの実施体制が構築される
- 2) メキシコ Tier2 の実態と日系 Tier1 の現地調達を把握するベースライン調査が実施される
- 3) 対象 4 州の自動車産業振興政策と戦略がレビューされ、プロジェクトの活動計画が策定される

【成果 1 に係る活動】

- 1) 州政府及び自動車クラスター協会が、日系 OEM 及び Tier-1 の現地調達ニーズを調査する
- 2) 州政府、自動車クラスター協会及び ProMexico が、日系自動車サプライチェーンへ参入する可能性のあるメキシコ自動車部品サプライヤーを選定する
- 3) 州政府、自動車クラスター協会及び ProMexico が、日系 OEM 及び Tier-1 のニーズ合わせ、選定したメキシコ Tier-2 と日系 OEM 及び Tier-1 とのビジネスマッチングを行う
- 4) 州政府、自動車クラスター協会及び ProMexico が、日系 OEM 及び Tier-1 によるメキシコ Tier-2 の視察ツアーを実施する
- 5) 州政府及び自動車クラスター協会が、ビジネスマッチングの結果をレビューし、Tier-2 に助言を与え、必要に応じて育成指導を検討する
- 6) 州政府、自動車クラスター協会及び ProMexico が、Tier-2 の最新情報を自動車サプライヤーデータベースに反映させる
- 7) 州政府、自動車クラスター協会及び ProMexico が、定期的に、日系自動車サプライチェーンへ参入可能性のあるメキシコ Tier-2 の情報を、日系 OEM 及び Tier-1 へ提供する
- 8) 州政府、自動車クラスター協会及び ProMexico がメキシコ Tier-2 の部品展示会・商談会を開催し、日系 OEM 及び Tier-1 の参加を促進する
- 9) 州政府及び自動車クラスター協会が、ビジネスマッチング活動の経験を取りまとめて他州と共有する

【成果 2 に係る活動】

- 1) 州政府及び自動車クラスター協会が、メキシコ Tier-2 を継続的に育成する制度を設計する
- 2) 州政府及び自動車クラスター協会が、日系自動車サプライチェーンへ参入可能性のある企業の中から育成対象企業を選定する
- 3) 州政府及び自動車クラスター協会が、メキシコ Tier-2 を育成する「Tier-2 KAIZEN Driving Competitiveness Project」の計画を策定する。

(注) 「Tier-2 KAIZEN Driving Competitiveness Project」

有望なメキシコ自動車部品サプライヤー (Tier-2) として選定された企業に対する、生産管理と製造技術の改善に関する助言のことをいう。

- 4) 州政府及び自動車クラスター協会が、メキシコ人トレーナーを選定する
- 5) 州政府及び自動車クラスター協会が、メキシコ人トレーナー育成計画を策定する
- 6) 州政府及び自動車クラスター協会が、「Tier- 2 KAIZEN Driving Competitiveness Project」(OJT) を実施する
- 7) 州政府及び自動車クラスター協会が、「Tier-2 KAIZEN Driving Competitiveness Project」の成果を評価し、ベストプラクティスを報告する
- 8) 州政府及び自動車クラスター協会が、トレーナーの能力を評価し、自動車部品サプライヤー育成トレーナーとして認定する
- 9) 州政府及び自動車クラスター協会が、「Tier-2 KAIZEN Driving Competitiveness Project」の経験を取りまとめて他州へ共有する

【成果 3 に係る活動】

- 1) 州政府及び自動車クラスター協会が、対象州のメキシコ自動車部品サプライヤーに対する研修計画を策定する
- 2) 州政府及び自動車クラスター協会が、「5S」と「カイゼン」の研修を実施する
- 3) 州政府及び自動車クラスター協会が、「品質向上」と「製品開発」の研修を実施する
- 4) 州政府及び自動車クラスター協会が、「ビジネスマナー」と「ビジネスプラクティス」の研修を実施する
- 5) 州政府及び自動車クラスター協会が、カイゼンクラブの成果紹介を含めたメキシコ部品サプライヤーのベストプラクティスを紹介するセミナーを実施する
- 6) 州政府及び自動車クラスター協会が、定期的に活動をレビューし、新たな取り組み課題について検討する

【成果 4 に係る活動】

- 1) 州政府、自動車クラスター協会及び ProMexico が、日系 OEM、Tier 1 及びメキシコ Tier-2 が出席して意見交換を行う”ものづくり座談会”を計画する。
- 2) 州政府、自動車クラスター協会及び ProMexico が、定期的に”ものづくり座談会”を開催し、メキシコ Tier-2 の事業拡大を支援するために必要な施策を抽出する
- 3) 州政府、自動車クラスター協会及び ProMexico が、プロジェクトの活動をレビューし、メキシコ Tier-2 の事業拡大を支援するために必要な政策及び施策を抽出する
- 4) 州政府、自動車クラスター協会及び ProMexico が、メキシコ Tier-2 の成長を促進する支援プログラムや施策の原案を作成する
- 5) 州政府、自動車クラスター協会及び ProMexico が、上記プログラムと施策を関係機関へ提案する

(5) 対象地域

アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケレタロ州及びサンルイスポトシ州(協力対象 4 州)を中心としたメキシコ全州

ケレタロ州を拠点とする。

(6) 関係官庁・機関

対象 4 州の州政府及び 3 州の自動車クラスター協会、ProMexico

(7) プロジェクト実施体制

プロジェクトの全体を統括するチーフアドバイザー（長期専門家）を派遣予定。本件業務実施契約の専門家はチーフアドバイザーのプロジェクト全体の管理の下、チーフアドバイザーと連携・協調して業務を実施します。

3. 業務の目的

「メキシコ・自動車産業クラスター振興プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D (Record of Discussions) に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2017 年 5 月 26 日に JICA がメキシコ側関係機関と締結した R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 日系自動車産業とのビジネス拡大を通じたメキシコ地場産業の育成支援

本プロジェクトは、メキシコ自動車産業の生産拡大を背景に、日系の完成車メーカー（OEM）及び一次部品サプライヤー（Tier1）の現地調達拡大ニーズに対応して、地場部品サプライヤー（メキシコ Tier2）を育成し、日系 OEM 及び Tier1 が求める品質の製品を安定的に供給できる水準へ引き上げることによって、メキシコ Tier2 の日系 OEM 及び Tier1 との取引の拡大を促進し、日系自動車産業にとっては現地調達拡大による競争力強化を実現し、メキシコ産業にとっては産業高度化及び持続的な経済成長を実現することを目指す。

2012 年から 2015 年に実施した「メキシコ自動車産業基盤強化プロジェクト」（以下、「前プロジェクト」）の経験と成果を踏まえ、より効果的なアプローチを検討し、活動範囲と規模をスケールアップし、あわせて、支援対象州政府と各州自動車クラスター協会の持続的な Tier2 支援活動としていくことを支援する。

本プロジェクトでは、日系企業の現地調達ニーズに着目し、有望なメキシコ Tier2 を発掘して日系企業へ情報提供することによって、日系企業の現地調達への関心を喚起し、メキシコ Tier2 のビジネスチャンス拡大することをプロジェクトの起点とする。その上で、メキシコ Tier2 が日系企業との取引に至った場合には、受注を受けたメキシコ Tier2 が自力で、日系企業が求める品質・コスト・納期（QCD）を実現していくことによって企業成長していくことを想定し、また、上記有望 Tier2 として選定されつつも、日系企業が求める QCD の水準に達していないメキシコ Tier2 に関しては、日系企業からの受注可能性がある先に対して、日系企業と協力して QCD 改善指導を行い、日系自動車サプライチェーンへの参入を促進することを中心的な活動とする。

なお、詳細計画策定調査においては、日系企業は総じて現地調達拡大のニーズを有しており、可能であれば輸入パーツを現地調達に切り替える、あるいは現地調達を併用する方針に変化はなく、一方で、日系各社の要求水準を満たすメキシコ Tier2 は多くないため、有望先の紹介を求めていることが確認されている。

(2) メキシコを代表する成功事例づくりを支援

本プロジェクトを通じて実施するメキシコ Tier2 支援活動に関しては、戦略的に、展開力のある企業を選定して支援を実施し、メキシコ企業の成功モデルになるような企業育成を支援する方針である。指導対象企業がメキシコを代表するサプライヤーとして成長し、メキシコの Tier1 となり、メキシコブランドを作っていくことを目指す。また、右成功事例のデモンストレーション効果により、メキシコ産業界からの新規参入を促し、メキシコ自動車産業の裾野拡大につながっていくことを目指す。

(3) プロジェクトの活動の広がり

本プロジェクトでは、本業務実施契約に加えてチーフアドバイザーを長期派遣し、広がりのあるプロジェクト運営を目指す。チーフアドバイザーは本業務実施契約の従事者の活動と連携し、より広い日系自動車産業とメキシコ産業の開発の視点からプロジェクト全体のマネジメントを行い、本業務実施契約の従事者はチーフアドバイザーのプロジェクト運営の下で業務を実施する。特に、本プロジェクトは我が国関係者から日系ビジネスへの貢献を期待されており、本プロジェクトがメキシコ産業界への入り込み、その過程で日系企業にとって有益な情報（優良企業情報、優良人材情報、ビジネスチャンス情報等）をもたらすことが想定されるため、かかる観点からチーフアドバイザーと協力し、プロジェクトの開発効果を高めるべくチーフアドバイザーの活動を支援すること。

(4) 日系 OEM 及び Tier1 との関係

本プロジェクトは、メキシコ中央高原地域（バヒオ地域）等に展開する日系 OEM 及び Tier1 と協力してプロジェクトを実施するため、各 OEM 及び Tier1 との関係に留意する必要がある。特に、本業務実施契約の従事者の編成に関しては、特定の系列色を有すると他の系列、競合企業のプロジェクトへの参加が見込めなくなるため、系列色を持たない編成とすること。また、プロジェクトから提供する情報や活動提案等については、等しく機会を提供するように留意すること。プロジェクトの活動を通じて入手した個別企業の情報については、第三者へ渡らないように厳格な管理を徹底すること。

(5) JETRO との連携

本プロジェクトは、JETRO が実施しているメキシコ自動車部品サプライヤー情報の収集及び見本市、商談会、ビジネスミッション等のビジネスマッチング機会提供など、メキシコにおける日系自動車産業のサプライチェーン強化を目的とする活動と連携し、プロジェクトからは主にメキシコ側実施機関の能力を強化することによって、日系サプライチェーンの強化とメキシコ地場産業の育成を目指す。本プロジェクトの活動にあたっては、前プロジェクトと同様に、JETRO との情報共有、意見交換、活動における協力等、相互補完・相乗効果を生み出すように連携して実施する。

(6) プロジェクトの安全管理

本プロジェクトの主要な活動地域のうち、グアナファト州及びサンルイスポトシ州等では、近時、犯罪が増加しており、邦人の被害が発生している。JICA では現地の安全状況の悪化に対応し、危険回避のためにグアナファト州及びサンルイスポトシ州での宿泊回避、同地域の日没後の車両移動回避等の安全対策を講じている。プロジェクトの実施にあたっては、右対策を踏まえ、安全確保に十分留意して活動を実施すること。

なお、本プロジェクトのプロジェクト事務所は、かかる点を勘案し、比較的治安が良いケレタロ市のケレタロ州立ケレタロ技術大学に設置する。

(7) 有望なメキシコ Tier2 の発掘と日系 OEM 及び Tier1 とのビジネスマッチング

1) 有望なメキシコ Tier2 の発掘は、プロジェクト期間を通じて継続的に実施し、その情報をプロジェクトの活動へ活用していく。有望企業のクライテリアについては、プロジェクト開始時に設定する必要があるが、「日系企業との取引可能性」を重視する。対象業種として現地調達ニーズが高い4分野(①プレス加工、②プラスチック射出成型、③鍛造、④切削加工)を想定し、日系以外の OEM 系列の Tier2 も対象に含める。なお、右4分野以外にも、日系企業の現地調達ニーズが高い分野がある場合は、可能な範囲で情報収集を行う。

2) 有望企業の発掘については、詳細計画策定調査の中で、二次に亘って、メキシコ Tier2 の可能性ある先について予備的な訪問調査を実施した。これらの調査結果を参考にしつつ、プロジェクト開始当初に、更に広範囲な調査を実施し、プロジェクトにおいて協力対象とするメキシコ企業を選定し、日系 Tier1 とのビジネスマッチング(又は情報提供と関心聴取)を実施し、日系企業を含めたプロジェクトのフレームワークを形成する。

3) 本プロジェクトでは、日系 OEM のバックアップを受けつつ、日系 Tier1 との関係を中心に活動を形成することを想定しており、また、商談会開催や工場訪問等を OEM 系列毎に実施することも考えられるため、OEM との協力関係を構築すること。

なお、日系 Tier1 の現地調達への関心の強さは各社異なるため、関心の高い企業を対象に活動を実施していくことが想定される。また、前プロジェクトへ参加した日系 Tier1 のうち、メキシコ Tier2 の育成意欲が高い先については、本プロジェクトにおいても参画を依頼し、協力関係を維持する。

4) 有望メキシコ Tier2 発掘と日系企業とのビジネスマッチングに関しては、JETRO の活動に連携して実施する。JETRO は、メキシコ Tier2 の情報に関しては、「現地自動車部品サプライヤー情報」(データベース)として情報を蓄積、公開しており、本邦企業の現地サプライヤー検索に貢献している。また、ビジネスマッチングに関しても、見本市・商談会等の開催、ビジネスミッションの派遣と受入れ等を継続的に実施している。本プロジェクトでは、これらの JETRO の活動へ協力して、有望なメキシコ部品サプライヤーの情報を継続的に収集し、日系企業に関心を持つ企業の発掘と日系企業への情報提供を継続的に実施する。

また、メキシコの自動車産業に関して、JETRO 等による日本からのビジネスミッションや JICA の他の事業による本邦企業の派遣が実施される場合には、本プロジェクトから、日本での情報提供や現地でのイベントや商談機械の設定に対して協力を行う。

5) 日系企業とメキシコ Tier2 のビジネスマッチングは、各州政府と各州自動車クラスター協会が既に実施している活動であり、その機能の拡充を支援する。個別商談会、系列商談会、工場見学などが考えられる。州を跨ぐ活動を実施する場合には、各州政府・自動車クラスター協会同士が連携して実施することが必要であり、協力対象4州以外を対象にする場合には ProMexico による実施が考えられる。

なお、有望なメキシコ Tier2 の発掘に関しては、実施機関側(州政府及び自動車クラスター協会)へそのノウハウを移転することは難しいと考えられるが、専門家の企業訪問に同行して企業評価方法を学ぶ、メキシコ人トレーナーへの指導として実施する等可能な限り技術移転を実施する。

6) 有望なメキシコ Tier2 の発掘対象地域に関しては、協力対象4州に限定せずに日系企業のニーズに対応して柔軟に実施することとするが、一方で、プロジェクトの活動が拡散しないように留意する。

支援対象4州以外の州に所在する企業に関しては、日系 OEM 及び Tier1 が関心を持ちうる他系列の Tier2 が存在するプエブラ州等、日系企業の取引可能性がある場合、また、優良企業として、他のメキシコ Tier2 やプロジェクト関係者(支援対象州の州政府担当者及び自動車クラスター協会)にとって参考となる事例であること等、プロジェクトへの貢献度に照らして個別に判断する。

(8) メキシコ Tier2 に対する QCD 改善指導について

1) 本プロジェクトにおいても、前プロジェクトと同様に、メキシコ Tier2 に対する QCD 改善指導をプロジェクトの中心的な活動として位置付ける。なお、前述のとおり、メキシコを代表する成功事例づくりを支援することを目指し、戦略的に実施する。

2) 指導対象企業に関しては、日系 OEM 及び Tier1 へ紹介可能な有望メキシコ Tier2 として選定された企業の中から、日系企業との取引を開始するためには QCD の改善が必要であり、かつ、改善可能性が認められる先を対象とする。

自動車部品サプライヤーの中から、日系自動車産業の現地調達ニーズが高い4分野(①プレス加工、②プラスチック射出成型、③鍛造、④切削加工)の製造業者を対象として企業を選定する。上記4分野に専門家を1名ずつ配置し、各分野15社以上(指導のレベルに濃淡あり)に対して、2年間の技術指導(技術指導の内容については後述)を2回行う計画である(各分野のべ30社、2回の指導に重複あり)。1年毎に達成状況を確認して、要すれば対象を変更しつつ実施する。

なお、対象企業数に関しては、①プレス加工及び②プラスチック射出成型の企業数は多く、指導対象企業を抽出することは容易と考えられるが、③鍛造及び④切削加工の分野に関しては、企業数が少なく、詳細計画策定調査時点では鍛造4社、切削加工18社が候補先として抽出されているのみであり、プロジェクト開始後に継続的に企業の発掘を行う必要がある。また、プロジェクト開始当初の当該分野の指導対象数は10社程度となることが予想される。

3) 企業指導にあたっては、前プロジェクトの経験から、企業の経営者の考え方の変革(マインドセット・チェンジ)がその後の企業の成長に最も影響する留意し、経営者の考え方を重視しつつ、指導対象企業の選定と技術的な指導を実施する。

なお、前プロジェクトでは本邦研修が経営者のマインドセット・チェンジを促進したことが報告されており、本プロジェクトにおいても本邦研修を効果的に活用する。なお、本邦研修においてはメキシコセミナー(ビジネスマッチング/名刺交換会含む)の開催も活動に含める。

4) 企業指導の内容に関しては、メキシコ企業の問題点の多くが生産管理であることに留意し(メキシコ Tier2 は、製造技術は一定程度あるが、管理技術が不足しているために、キーパーソンの離職や製造設備の故障等の問題発生時に安定生産ができなくなる特徴があることが詳細計画策定調査時の企業訪問から分析されている)、主に管理技術を指導することによって、対象企業の製品の品質と納期が安定するようになる指導を想定する。具体的には、上記4分野の企業に対して、専門家が主導して、総合的品質管理(TQM)、全員参加の設備保全(TPM)、リーン生産方式等の管理技術を中心に指導し、必要に応じて製造技術の指導を組み合わせ、日系企業が求める品質の製品を安定供給できる広義の生産管理(仕入れから納入までの管理)を改善する指導を想定する。

また、上記4分野に加えて、⑤メッキ(表面処理)と⑥金型、についてもメキシコ企業が様々な問題を抱えていることが予想され、年に1回程度の指導を実施して問題の解決を支援する予定である。

5) これらのメキシコ Tier2 への指導は、プロジェクト開始当初は専門家が主導して実施するが、右企業指導をOJTとしてメキシコ人トレーナーへの技術移転を行い、協力対象州政府及び自動車クラスター協会のメキシコ Tier2 支援機能として継続的なサービスを提供できる人員と体制の整備を支援する。協力期間中の技術移転の進捗に応じて、メキシコ人トレーナーが主導する活動を増やし、プロジェクト終了後もサービス提供を継続することを目指す。

6) メキシコ Tier2 への指導を実施する際には、日系企業が現地調達先として関心を有するメキシコ Tier2 を指導対象として選定し、できるだけ日系企業と共に、メキシコ Tier2 の取組状況、改善状況等を確認する枠組みを構築し、日系企業がメキシコ Tier2 への指導を行う機会を作る等、日系企業による地元企業指導活動が拡大するように働きかける。

場合によっては、日系企業が取引関係にある、または取引を予定している特定の企業への指導を要請されることが想定されるが、かかる要請についても、日系企業の現地調達拡大と

メキシコ企業の日系自動車サプライチェーンへの参加機会として、プロジェクトから可能な範囲の支援を行う。但し、かかる場合には要請元の日系企業がメキシコ企業への指導を実施し、プロジェクトからは、それを側面支援する位置づけとする。

7) 本プロジェクトのメキシコ Tier2 指導にあたっては、前プロジェクトの成功事例が参考となると考えられるため、該当企業に対して、本プロジェクトへの協力を求め、その経験を共有する機会を作ること。

8) メキシコ Tier2 指導に関しては、専門家による指導に限定せず、現地リソースを積極的に発掘・活用を検討すること。特に、日系の機械メーカー、製造設備メーカー、資機材メーカー等の、製造業の生産を支える産業のメキシコへの進出は増加しており、これら日系企業による指導は効果的であると考えられることから、プロジェクトへ協力可能な企業を増やし、活用していく。

(9) メキシコ人トレーナーの育成について

本プロジェクトでは実施機関（対象 4 州の州政府及び 3 州の自動車クラスター協会）によるメキシコ Tier2 支援機能として企業指導トレーナーを設置し、継続的なサービスを提供できる人材と制度を整備することを計画している。現段階の構想は、4 州共同の人材プールを作って、延べ 40 名のトレーナーを養成（4 分野×各 5 名=20 名、2 回に亘る指導で延べ 40 名。重複あり、脱落可能性あり）する計画である。一方で、その人材に関してはプロジェクト開始後に選定することとしており、本プロジェクトの実施課題の一つである。トレーナーの選定基準については、前プロジェクトで作成した能力基準を参考にしつつ、本プロジェクトで必要とされる能力基準を反映させた選定基準を作成する。想定される人材としては、各州クラスター協会や全国製造業会議所（CANACINTRA）がコンサルタントとして活用している人材や、民間企業やコンサルタント会社で勤務している日系企業に勤務経験ある人材等が考えられる。プロジェクト開始時に本格的に調査し、選定する必要がある。

また、トレーナーの育成方法に関しても、日本人専門家の企業指導に同行してノウハウを吸収することを想定しているものの、具体的な参画方法について、コンサルタント業や民間企業での業務等の本業を持つ人材が参画できる方法を、プロジェクト開始時に考案する必要がある。

(10) カイゼンクラブの組成と活動支援について

有望なメキシコ Tier2 への QCD 改善指導にあたっては、指導対象企業による「カイゼンクラブ」の組成と活動を支援し、相互学習と自助努力を継続的に実施していくことを支援する。

また、カイゼンクラブの活動の進捗と成果については、プロジェクトの成果の一つとして積極的に対外的に告知する。

(11) ものづくり座談会

本プロジェクトでは、メキシコの日系自動車サプライチェーンへ、日本で実施している「ものづくり座談会」によるコミュニケーション強化を導入する。これまで JETRO 主催により 2 回開催され、OEM による系列内で必要な素材の一括発注制度など、効果をあげた経緯がある。本プロジェクトでは JETRO と協力して、OEM 系列毎のものづくり座談会を少なくとも年 1 回以上開催することを想定し、継続的な開催と定着を支援する。

(12) メキシコ産業界に対する広範囲なセミナー、トレーニング

本プロジェクトの方針「メキシコを代表する成功事例づくり」に対して、メキシコ側は同意しているものの、州政府の政策・方針としては、中小・零細企業の育成の優先度が高い。かかる状況を勘案し、メキシコ産業界を底上げする啓発活動をプロジェクトの活動に含めている。対象としては今後、自動車サプライチェーンへ参入する可能性がある層に対して、基

本的なビジネススキル、マネジメントスキル、必要とされるビジネスマナー等を紹介し、メキシコ企業の成功事例を示す等、企業成長の参考となる情報を提供する機会として、実施機関が主導して実施することを想定している。

セミナー、トレーニングの内容、規模、頻度等についてはプロジェクト開始時に実施機関と協議して決定するが、現時点では、①「5S」「カイゼン」、②「品質向上」と「製品開発」、③「ビジネスマナー」「ビジネスプラクティス」、④プロジェクトの成功事例の共有、等に関して、少なくとも年1回程度開催することを想定している。

(13) メキシコ業界団体の活用

本プロジェクトの成果をメキシコ産業界の継続的な活動としていくことを目指し、また、活動地域を全国へ拡大させていくことを目指し、メキシコの自動車産業界の業界団体（メキシコ自動車工業会：AMIA、メキシコ自動車部品工業会：INA等）を活用して、本プロジェクトのベストプラクティス等をメキシコ産業界へ紹介し（年次総会や自動車クラスター協会全国会議などで紹介する等）、メキシコ企業の能力向上意欲喚起や自動車産業界への参入促進を図る。

(14) 政策、施策へのフィードバック

本プロジェクトの活動と取組みを通じて得られた情報は、連邦政府と州政府の政策立案・施策実施能力強化、自動車産業界育成機能強化観点から有益であり、定期的に取り纏めて連邦政府及び州政府へ提供する。また、これらの情報をもとに、日系企業のニーズも考慮し、プロジェクトとして必要と考えられる政策、施策について、検討・立案して連邦政府及び州政府へ提案する。

(15) 実施機関の能力

1) 本プロジェクトは協力対象4州の州政府及び3州の自動車クラスター協会、並びにProMexicoを実施機関として実施する。活動の中心となる州政府及び自動車クラスター協会については、州毎に役割、体制、能力が異なり、総じて、盤石な実施体制とはいえない状況にある。メキシコ側はそれぞれ、プロジェクトの活動にあわせて体制を強化していく予定としている。かかる状況を十分理解し、実施機関の状況にあわせて、プロジェクトの活動を調整しつつ進めていく必要がある。

2) メキシコにおいては、州政府の政権交代にともない、州政府のプロジェクト・カウンターパート(C/P)が全員交代することがあるため、本プロジェクトでは、自動車クラスター協会を実施機関に加えることによって、州政府の政権交代によって大きな影響を受けない実施体制の構築を目指し、グアナファト州とサンルイスポトシ州では、自動車クラスター協会によるプロジェクト運営を予定している（2016年11月に行った詳細計画策定調査時点では、ケタロ州では州政府が活動を主導する予定、またアグアスカリエンテス州は自動車クラスター協会が設立されていない）。その成否は見通せないものの、州政府の政権交代が起こってもできるだけプロジェクトの活動に影響が及ばないように実施体制を工夫してプロジェクトを実施する（グアナファト州は2018年、サンルイスポトシ州は2021年に州知事選挙が実施される予定）。

(16) プロジェクトの一元的な実施

本プロジェクトでは、協力対象4州の活動を可能な限り一元的に実施する。対象4州を一つの地域として結合して活動を形成し、ビジネスマッチングイベントやTier2指導活動、セミナー等の実施を合同で実施することによって効率的かつ効果的な活動を実施する予定である。一方で、実施機関側の活動や予算執行は各州内に限定されるため、プロジェクトの実施にあたっては十分な調整を行い、各州政府が実施可能な方法で運営する必要がある。

各州政府・自動車クラスター協会のプロジェクト運営を一体化させるため、テレビ会議に

よるプロジェクト進捗会議を毎月又は二か月に一度開催する予定である。

(17) 現地リソースの最大活用によるコストダウン

本プロジェクトでは、前プロジェクトの経験を踏まえ、現地リソースを活用して、プロジェクト費用を可能な限り削減する。特に、日本からの専門家派遣に関しては、現地リソースと組み合わせて、必要不可欠な活動のみ日本からの専門家を派遣する団員構成とする。例えば、現地での継続的な活動は現地リソースが担当する体制を構築する、業務調整を日本から派遣せずに現地人材の備上により対応する等の方法により効率的なプロジェクト運営を行う。

(18) 自動車産業人材育成プロジェクトとの連携

メキシコ自動車関連産業を対象とする技術協力プロジェクト「自動車産業人材育成プロジェクト（2015年～2020年）」が、アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケレタロ州を対象に実施されている。同プロジェクトでは、国立職業技術高校を対象に、日系自動車産業の人材ニーズ対応した新卒者を育成する「自動車産業コース」の開設を支援している。本プロジェクトと共通の日系企業から協力を受けつつ産官学連携を促進するためのプラットフォームを作って（州知事が参加するイベント、自動車産業審議会等）プロジェクトを実施しており、これらは本プロジェクトにおいても活用できるものであり、相互補完・相乗効果が期待できることから、十分に連携して実施すること。

(19) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(20) 広報活動

本プロジェクトはJICAの自動車産業への支援の、ひとつのモデルとして位置づけられ、協力内容や効果の発現に関して、日本及びメキシコの関係者に対して定期的に告知するとともに、産業界や援助関係者へも紹介していくことが求められる。また、プロジェクトの活動の中で、日本とメキシコの企業の取引機会を提供する中でプロジェクトの活動を紹介することも予想される。これらの機会にプロジェクトを積極的に紹介すると共に、JICAが、国内外の会議等の場で本件プロジェクトの進捗状況や成果をプレゼンテーションする際には、データの提供や資料の作成に協力すること。

(21) 米国新政権発足による通商政策変更の可能性について

2017年1月に発足した米国新政権は保護主義への転換を掲げており、NAFTA脱退やメキシコ製輸入自動車への課税等通商政策を変更する可能性に言及しており、本プロジェクトの背景となっているメキシコのビジネス環境が影響を受ける可能性がある点に留意する。現時点ではビジネス環境や日系企業の方針に変化なく、プロジェクトの計画に変更はないが、新政権の政策・施策と状況の変化を注視しつつプロジェクトを実施する必要がある。

(22) プラットフォームの形成

本プロジェクトに関しては、プロジェクトのノウハウを集積し、継続的に活動を実施していくことができる中心組織が存在しない難しさがある。各州政府は政権交代で人員が入れ替

わり、各州の自動車クラスター協会は組織・活動ともにまだ小規模であり、どちらも、各州に分散している。メキシコ企業の育成と日系企業とのビジネスマッチングを継続的に実施していくためには、長期的な視点から、本プロジェクトの活動をアジア地域の日本人材開発センターの様に、日本とメキシコの間プラットフォームを形成していくことも考えられる。

(23) プロジェクトの開発効果の研究への支援

JICAでは前プロジェクト及び本プロジェクトのインパクトの研究を実施予定であり、これらの基礎となる、学術的な見地から分析を行うことができるようなベースデータの収集に協力すること。具体的には、前プロジェクトのインパクト分析のため、本プロジェクトで予定している企業訪問の際に、過去の事業や業績の情報を収集すること、併せて、本プロジェクトのインパクト分析のために、非受益者も含めたベースラインデータを収集する等が考えられる。

(24) プロジェクトのフェーズ分け

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・第1フェーズ：2017年9月～2020年4月
- ・第2フェーズ：2020年5月～2022年9月

このため、第1フェーズの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、本業務の契約期間分けについて、コンサルタントが適切と考える期間がある場合は、上記に拘らず、理由を付してプロポーザルにて提案することとする。

6. 業務の内容

【第1フェーズ：2017年9月～2020年4月】

<共通事項>

(1) ワーク・プラン（第1フェーズ）の作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査の報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、メキシコにおけるこれまでの工業分野・自動車分野の協力に関する報告書等、日本国内で入手可能な資料を整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、実施工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（Monitoring Sheet I & IIを含む）（第1フェーズ原案）（和文）に取りまとめる。

同ワークプラン原案を基に、メキシコ側関係者と協議及び意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。なお、現地関係者との協議においては、西語版を用意すること。

上記意見交換を踏まえ、その修正版を作成し、ワーク・プラン（Monitoring Sheet I & II “Ver. 1”を含む）（第1フェーズ）として、JICAの確認を得たうえで、メキシコ側関係者と合意する。

協議の結果、R/Dの変更が必要な場合は、R/D変更案及びその変更を反映した Monitoring Sheet “Ver. 1”（案）を作成してJICAへ提出し、JICAによる内容確認後、R/D変更し、Monitoring Sheet “Ver. 1”を作成する。

(2) プロジェクト実施体制の構築

本プロジェクトの実施機関（4州政府、3州自動車クラスター協会、ProMexico）と共に、プロジェクトの実施体制を構築する。あわせて、本プロジェクトへ協力を得る日本側関係者（JETRO、日系OEM及びTier1）との関係を構築する。

(3) ベースライン調査

メキシコ Tier2 の実態調査及び自動車サプライチェーンとの取引状況、特に日系企業との取引状況を調査する。あわせて詳細計画策定調査で収集した基礎的情報のうち不足している情報の収集及びプロジェクト評価時にプロジェクト実施前後のデータ比較を行うための基礎情報を収集する。

なお、成果1の活動として日系企業の現地調達ニーズ調査と有望なメキシコ Tier2 の選定を予定しており、本件ベースライン調査とあわせて効率的に実施する。

これら調査については、コンサルタントの知見や経験に基づき、プロポーザルにて内容の提案を行うこと。また、ベースライン調査に関しては現地再委託を認める。

(4) 対象4州の自動車産業振興政策及び戦略のレビュー、プロジェクトの活動計画の策定

(5) カウンターパート研修

本プロジェクトでは、本邦でのカウンターパート研修を5回予定している。第1フェーズ契約においては、対象4州のカウンターパートを対象とした自動車クラスター研修を1回、企業指導トレーナー及び QDD 改善指導対象企業を対象としたカイゼン研修を2回予定している。これらは本業務に包括して実施することとし、研修プログラム作成、講師・訪問先手配、教材・資料作成、講義・視察の実施等は「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」(2016年6月版)

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html> に基づき実施する。

なお、本プロジェクトの本邦研修では、メキシコセミナーを開催することとし、メキシコへの進出やメキシコとのビジネスに関心を有する本邦企業を対象に、メキシコの自動車業界の最新情報の紹介や、QCD改善指導対象企業の紹介等を行う(JETROとの連携を予定)。

これら研修については、コンサルタントの知見や経験に基づき、プロポーザルにて内容の提案を行うこと。

(6) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第1フェーズ契約の2018年9月、2019年9月及び終了時(2020年3月)において、当該時期までのプロジェクト活動をプロジェクト業務進捗報告書(その1から3)として取り纏める。同報告書は、JCCで報告するものとする。

<各成果毎>

<成果1 関連>

本プロジェクトの活動の早期の立ち上げのためには、有望なメキシコ Tier2 の発掘・選定をできるだけ早期に実施し、その結果をもとに、日系 OEM 及び Tier1 とのビジネスマッチングと QCD 改善指導を開始していく必要がある。

かかる点を踏まえ、コンサルタントの知見や経験に基づき、効果的なプロジェクトの実施計画をプロポーザルにて提案すること。

(7) 日系 OEM 及び Tier1 の現地調達ニーズ調査

(8) JETRO と協力した、有望メキシコ Tier2 (日系 OEM 及び Tier1 と取引可能性ある先) の選定

上記(7)及び(8)について、プロジェクト初年度は上記(3)で述べたとおり、ベースライン調査とあわせて、効率的に実施する。

前述のとおり、これら調査については、コンサルタントの知見や経験に基づき、プロポー

ザルにて内容の提案を行うこと。

(9) 日系 OEM 及び Tier1 と選定した有望メキシコ Tier2 のビジネスマッチング実施

(10) 日系 OEM 及び Tier1 による有望メキシコ Tier2 の視察ツアーの実施

(11) ビジネスマッチングの結果レビュー、メキシコ Tier2 へのフィードバック、QCD 改善指導対象先の選定

上記(7)から(11)まで、年に1度以上のサイクルで定期的実施を支援し、州政府、自動車クラスター協会及び ProMexico の実施能力強化を支援する。

(12) メキシコ Tier2 の自動車サプライヤーデータベースへの反映

ここでいうデータベースとは、JETRO「現地自動車部品サプライヤー情報」、ProMexico「自動車サプライヤーデータベース(前プロジェクトで開発)」、各州政府が運用する出たベースを指す。

(13) 有望メキシコ Tier2 情報に関する、日系 OEM 及び Tier1 への定期的な提供

(14) メキシコ Tier2 の部品展示会・商談会の開催、日系 OEM 及び Tier1 の参加促進

上記(13)及び(14)は州政府及び自動車クラスター協会の活動として実施されており、プロジェクトとしてはその実施及び効果向上を支援する。

(15) ビジネスマッチング活動の経験取りまとめと他州への共有

プロジェクトの活動の成果と有効な取組みを1年毎に取り纏め、対外的に発表する。

<成果2 関連>

有望メキシコ Tier2 への QCD 改善指導 (Tier2 KAIZEN Driving Competitiveness Project : 仮称) は本プロジェクトの中心業務であり、メキシコ Tier2 企業の能力強化とメキシコ人トレーナーの育成を行い、メキシコを代表する企業成長の成功事例を作ると共に、各州政府及び自動車クラスター協会の継続的に企業指導を実施することを目指す。

第1フェーズの QCD 改善指導はプロジェクト開始から6か月の準備期間を経て2018年4月頃から2年間実施する計画とし、開始後1年経過時に対象各社の QCD 改善状況を確認し、必要に応じて指導対象先を変更することを想定している。

また、第1フェーズの QCD 改善指導は2020年3月頃に終了し、2020年6月頃から第2フェーズの指導(2年間)を開始する計画としており、第1フェーズの終了とあわせて第2フェーズの準備を開始していく必要がある。

かかる点を踏まえ、コンサルタントの知見や経験に基づき、効果的なプロジェクトの実施計画をプロポーザルにて提案すること。

(16) メキシコ Tier2 育成制度の制度設計

(17) QCD 改善指導の対象企業選定

(18) QCD 改善指導の計画策定

(19) メキシコ人トレーナーの選定

(20) メキシコ人トレーナー育成計画の策定

(21) QCD 改善指導 (OJT) の実施

(22) QCD 改善指導の成果の評価、ベストプラクティス取り纏め

(23) メキシコ人トレーナーの能力評価、トレーナー認定

上記のうち、特に、(19)(20)(21)(23)のメキシコ人トレーナーの育成に関しては、プロジェクト開始議に候補者の選定から開始する計画であるが、現段階で考えられるメキシコ人トレーナー選定方法と OJT を中心とする育成方法について、コンサルタントの

知見や経験に基づき、プロポーザルにて提案すること。

(24) QCD 改善指導の経験取りまとめと他州への共有

プロジェクトの活動の成果と有効な取組みを1年毎に取り纏め、対外的に発表する。

<成果3 関連>

メキシコ産業界に対する広範囲なセミナー・講習会等の実施については、各州政府及び自動車産業クラスター協会が主導して実施することを想定し、内容に関しては、現段階では以下4種を予定している。これらの内容はメキシコ産業界の関心分野のあわせて適宜変更していくことが可能である。

- ① 「5S」「カイゼン」研修実施
- ② 「品質向上」「製品開発」
- ③ 「ビジネスマナー」「ビジネスプラクティス」
- ④ カイゼンクラブ成果紹介、メキシコ Tier2 のベストプラクティス紹介

これらの活動は、各州政府及び自動車産業クラスター協会の継続的な活動としていくことを想定しており、日本人専門家や日系企業の参画は集客の面から重要であるものの、メキシコ側人材による実施(例えば育成するメキシコ人トレーナーによる講義等)を促進することが必要である。

(25) 対象4州のメキシコ自動車部品サプライヤーに対する研修計画策定

(26) 「5S」「カイゼン」研修実施

(27) 「品質向上」「製品開発」研修実施

(28) 「ビジネスマナー」「ビジネスプラクティス」研修実施

(29) カイゼンクラブ成果紹介、メキシコ Tier2 のベストプラクティス紹介セミナー

(30) 定期的な活動レビューと新たな取組み課題の検討

<成果4 関連>

「ものづくり座談会」の開催はメキシコでの日系自動車サプライチェーンの強化、拡大に貢献することが考えられる。メキシコにおいては、他の外国と同様に、発注者から受注者への一方通行のコミュニケーションが通例であり、かつ、発注者の考え方を受注者が聞く機会が殆どないことから、かかる座談会の開催により、サプライチェーンの新たなかたちが形成されていく可能性がある。

(31) 「ものづくり座談会」の計画立案

(32) 「ものづくり座談会」を開催及びメキシコ Tier2 支援施策の抽出

(33) プロジェクトの活動からのメキシコ Tier2 支援政策及び施策の抽出

(34) メキシコ Tier2 支援プログラム及び施策の原案作成

(35) 上記プログラムと施策の関係機関への提案

【第2フェーズ：2020年5月～2022年9月】

<共通事項>

(1) ワークプラン(第2フェーズ)の合意

業務計画書(第2フェーズ)に基づき、第2フェーズのワーク・プラン(第2フェーズ案)を作成し、メキシコ側関係者と協議、意見交換し、第2フェーズの活動内容をワークプランとして合意する。

(2) カウンターパート研修 (継続)

第1フェーズに継続して本邦における研修員受入事業を本業務に包括して実施する。第2フェーズでは、企業指導トレーナー及びQCD改善指導対象企業を対象としたカイゼン研修を2回予定している。また、第1フェーズの本邦研修と同様にメキシコセミナーを実施することとする。これらは本業務に包括して実施する。

これら研修については、コンサルタントの知見や経験に基づき、プロポーザルにて内容の提案を行うこと。

(3) エンドライン調査

本プロジェクトの成果やインパクトを評価するために必要な基礎情報を収集し、ベースライン調査結果との比較も踏まえて分析を行い、プロジェクトの達成情報を評価する資料を作成する。

本件調査については、コンサルタントの知見や経験に基づき、プロポーザルにて内容の提案を行うこと。また、本件調査に関しては現地再委託を認める。

(4) プロジェクト業務進捗報告書及びプロジェクト業務完了報告書の作成

第2フェーズ契約の2021年3月、2022年3月及び終了時において、当該時期までのプロジェクト活動をプロジェクト業務進捗報告書(その4及びその5)及びプロジェクト業務完了報告書として取り纏める。同報告書は、JCCで報告するものとする。

<各成果毎>

第2フェーズの活動は、第1フェーズの活動を継続し、効果の発現、継続的な取組みによる人材、組織の能力向上と活動の定着、メキシコ側による自力実施能力の向上等を目指す。

協力効果を高めるために、有効と思われる実施方法・計画がある場合には、コンサルタントの知見や経験に基づき、プロポーザルにて提案すること。

<成果1 関連>

第1フェーズ契約の(7)から(15)を継続的に実施する。

日系OEM及びTier1のニーズ調査、有望メキシコTier2の発掘、日系企業への情報提供、ビジネスマッチングや工場見学の機会提供を年次サイクルで実施、継続する。

<成果2 関連>

第1フェーズ契約の(16)から(24)を継続的に実施する。

第二期のQCD改善指導の活動を準備し、2020年6月頃から2年間実施する計画である。第一期と同様に、開始後1年経過時に対象各社のQCD改善状況を確認し、必要に応じて指導対象先を変更することを想定している。第一期の経験を踏まえて、指導対象企業の選定、指導内容、メキシコ人トレーナーの選定と指導方法等について改良を加え、効果効率を高める実施方法を検討すること。

<成果3 関連>

第1フェーズ契約の(25)から(30)を継続的に実施する。

第二期のセミナー・講習会等をメキシコ側関係者だけで実施することを目指す。実施内容に関しては、必要に応じて新たな内容を提供する。

<成果4 関連>

第1フェーズ契約の(31)から(35)を継続的に実施する。

ものづくり座談会に関して、日系 OEM 及び Tier1 の関心を確認しつつ、ニーズが認められる場合には、定着させるべく支援を行う。

メキシコ Tier2 支援政策・施策の提案に関しては、年次サイクルで、プロジェクトの活動を通じて得られた Tier2 のニーズと日系企業のニーズを踏まえて取り纏め、連邦政府及び州政府へ提案する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1フェーズはプロジェクト業務進捗報告書（その3）及び第2フェーズはプロジェクト業務完了報告書とし、それぞれ（2）の技術協力成果品を添付するものとする。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1フェーズ	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	和文：3 部 CD-ROM (和文)
	ワーク・プラン (Monitoring Sheet I & II “Ver. 1 を含む)	業務開始から 3 か月以内	和文：3 部 西文：20 部 (先方へ 18 部) CD-ROM (和文・西文)
	プロジェクト業務進捗報告書 (その1)	2018 年 9 月	和文：3 部 西文：20 部 (先方へ 18 部) CD-ROM (和文・西文)
	プロジェクト業務進捗報告書 (その2)	2019 年 9 月	和文：3 部 西文：20 部 (先方へ 18 部) CD-ROM (和文・西文)
	プロジェクト業務進捗報告書 (その3)	2020 年 3 月 第1フェーズ 契約終了時	和文：3 部 西文：20 部 (先方へ 18 部) 英文要約版：3 部 CD-ROM (和文・西文・英文)
第2フェーズ	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	和文：3 部 CD-ROM (和文)
	ワークプラン	業務開始から 約 1 ヶ月後	和文：3 部 西文：20 部 (先方へ 18 部) CD-ROM (和文・西文)
	プロジェクト業務進捗報告書 (その4)	2021 年 3 月	和文：3 部 西文：20 部 (先方へ 18 部) CD-ROM (和文・西文)
	プロジェクト業務進捗報告書 (その5)	2022 年 3 月	和文：3 部 西文：20 部 (先方へ 18 部) CD-ROM (和文・西文)
	プロジェクト業務完了報告書	2022 年 8 月 第2フェーズ 契約終了時	和文：5 部 西文：20 部 (先方へ 18 部) 英文要約版：5 部 CD-ROM (和文・西文・英文)

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約に

おける報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目(案)

- a) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)
- e) PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- f) 業務フローチャート
- g) 詳細活動計画
- h) 要員計画
- i) 先方実施機関便宜供与負担事項
- j) その他必要事項

イ) プロジェクト業務進捗報告書/業務完了報告書記載項目(案)

- a) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- b) 活動内容(業務フローチャートに沿って記述)
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
- d) プロジェクト目標の達成度
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画(進捗報告書のみ)

添付資料(和文版に添付する資料は英文でも構わない。)

- ① PDM(最新版、変遷経緯)、Monitoring sheet
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動計画(WBS等を活用)
- ④ 専門家派遣実績(要員計画)(最新版)
- ⑤ 研修員受入れ実績
- ⑥ 供与機材・携行機材実績(引渡リスト含む)
- ⑦ 合同調整委員会議事録等
- ⑧ その他活動実績

注) イ) の e) 及び⑥の引渡リストは完了報告書のみに記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントがカウンターパートと共に作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの成果品を作成した時期を含むプロジェクト業務進捗報告書/業務完了報告書に添付して提出することとする。

- ア 有望なメキシコ Tier2 リスト
- イ メキシコ Tier2 訪問記録
- ウ ビジネスマッチングイベント開催記録
- エ QCD 改善指導対象企業リスト
- オ QCD 改善指導実施結果(個別企業毎)
- カ メキシコ人トレーナー能力評価
- キ メキシコ人トレーナー育成用教材・資料等
- ク セミナー・講習会実施結果及び配布資料

ケ 連邦政府及び州政府に対する政策・施策提言書

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2017年9月に開始し、以下の2つの期間に分けて実施することにより、約60ヶ月後の終了を目処とする。

- (1) 第1フェーズ：2017年9月～2020年4月
- (2) 第2フェーズ：2020年5月～2022年9月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- 第1フェーズ 約49.25M/M
(全体) 約110.5M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定する。コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案すること。特に、b、c、d、eについては有望なメキシコTier2に対するQCD改善指導を実施しつつ、メキシコ人トレーナーをOJTにて指導する能力と経験を備えた人材が望ましい。

なお、本プロジェクトの業務従事者に求める言語は英語とし、西語で実施する必要がある業務に対して、下記(3)のとおり日本語-西語又は英語-西語通訳を現地備上することを認める。州政府、自動車クラスター協会、プロジェクト参加企業の経営者等は英語でのコミュニケーションが可能な人材が多く、企業への技術指導（現場の指導）やセミナーは西語で実施する必要がある。

また、上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加又は統合・分離が必要と考えられる場合には、明確な理由とともにプロポーザルにおいて提案すること。

- a. 総括/自動車産業サプライチェーン強化 (2号)
- b. カイゼン指導（プレス加工） (3号)
- c. カイゼン指導（プラスチック射出成型） (3号)
- d. カイゼン指導（鍛造）
- e. カイゼン指導（精密切削） (3号)
- f. カイゼン指導（メッキ）
- g. カイゼン指導（金型）
- h. ビジネス開発

なお、上記b.～g.のカイゼン指導団員については、メキシコTier2への技術指導だけでなく、担当分野における、①日系企業のニーズ調査、②有望メキシコ企業の発掘、③メキシコ人トレーナー育成等も含めた業務を担当する。

(3) 通訳

必要に応じて日本語-西語又は英語-西語の通訳を現地備上することを認める。

3. 相手国の便宜供与

2017年5月26日に署名されたR/Dに基づく。

4. 配布資料

本業務に関する以下の資料を配布する。

- ア 本プロジェクトの R/D
- イ 本プロジェクトの詳細計画策定調査資料
- ウ 本プロジェクトの事前評価表
- エ 自動車産業基盤強化プロジェクト資料

5. 業務用機材

本プロジェクトの実施にあたり、対象 4 州の州政府又は自動車クラスター協会に対し、プロジェクト進捗会議を実施するためのテレビ会議システムを 1 セットずつ（合計 4 セット）供与する予定である。

右供与機材については本件業務実施契約に含め、プロポーザルの中で提案すること。なお、本件は本見積りに含める。機材調達に関しては、以下を参照のこと。

コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017 年 6 月）

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk148-att/equ_201706_guide_01.pdf

6. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- (1) ベースライン調査
- (2) エンドライン調査

また、有望メキシコ Tier2 への QCD 改善指導及びメキシコ人トレーナーへの指導等に現地の民間企業を活用すること等、上記以外に業務の効率、精度、質等の向上のため、現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。なお、提案する現地再委託については、必要な経費を見積りに含めること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA メキシコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録すること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 複数年度契約

本業務においては、各フェーズ契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上

